

# 「徘徊高齢者等事前登録」が始まっています

認知症などで判断力や記憶力が低下して、自分の家や現在の居場所が分からなくなり、行方不明になってしまいます。迷っている間に、体力の消耗・衰弱・交通事故による骨折など、命に関わる危険があることから、早期に発見し、保護することが重要です。

この制度は、徘徊の可能性のある方の名前などの情報を事前に登録し、緊急時に応するものです。(詳しくは、広報5月号をご覧ください。)

登録されると、登録番号入りの反射シールを配布します。登録された方の靴、いつも携帯している杖やかばんなどに貼ることで、目印になります。反射シールは、光に反射する素材なので、交通事故防止にもなります。

住み慣れた地域で安心して暮らしつづけるためには、普段からの、地域の方々による見守りが必要です。季節に合わない服装をしている、何度も同じ場所をウロウロしている、履

物が不揃い、など徘徊者らしき人を見かけても声をかけにくいのですが、この反射シールが貼ってあることで声をかけやすくなります。

まずはあいさつし、「何かお困りですか?」「どちらにお出かけですか?」など、優しく声をかけてください。みんなのあたたかい支援が早期発見につながります。

\* 「認知症について考えるパネルディスカッション」を10月14日(土)13時30分から保健福祉センターなどで開催予定です。

詳細は、広報10月号でお知らせください。



大山町 123

◆問い合わせ先 福祉介護課  
☎ 0859-54-5207



はい！消費生活相談窓口です

実在の会社をかたった、会員登録の未納料金請求メールが来た！

電話をかけないで、無視！無視！

Q：心あたりがないのに、携帯電話に「会員登録未納料金が発生していて、連絡がない場合は法的手続きをとる」という内容の不審なメールが届きました。実在する会社のサポートセンターの名称で、電話番号もあります。インターネットで買い物をするので心配ですが、どうしたらよいでしょうか。

A：実在する会社名をかたった架空請求のメールです。不安にさせ、電話をかけるように誘導する手口です。慌てて電話をかけた人を脅して、コンビニで電子マネーを購入するよう指示してきます。実在の会社とは、全く関係ありません。電話をかけないで無視をしましょう。

お気軽にご利用ください。 住民生活課 ☎ 0859-54-5210 (平日)

鳥取県消費生活センター ☎ 0859-34-2648 (平日・土日)



会員登録の未納料金が発生しております。本日中にご連絡なき場合、法的手続きをとります。

○○サポートセンター  
○○-○○○○-○○○○

【架空請求メールの例】

